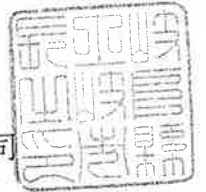


土岐市告示第117号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、土岐市契約規則（昭和40年土岐市規則第1号）第2条及び土岐市郵便入札実施要綱（令和3年土岐市告示第45号）第2条の規定に基づき告示する。

令和7年10月17日

土岐市長 加藤 淳 司



1 入札に付する事項

- (1) 件名 金地金売払い
- (2) 売払物品の名称及び予定数量 入札説明書による。
- (3) 売払物品の仕様等 入札説明書による。
- (4) 売払場所 土岐市長が指示する場所

2 入札の参加に必要な資格

- (1) 土岐市指名競争入札の実施に関する要綱（平成27年土岐市訓令甲第6号）第2条に規定する指名競争入札者名簿（以下「指名競争入札者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「会社更生法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号。以下「民事再生法」という。）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の

決定を受けていること。

(5) 入札の公告の日から開札の日までの間に、土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号）第1条第1項に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）の別表に掲げる排除措置要件のいずれかにも該当しないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法第2条第7号に規定する更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和7年10月17日（金）から令和7年11月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所 14に同じ

4 入札の参加に必要な資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、令和7年11月4日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)から(6)までに係る当該申請書に定める書類を、14の担当部署へ提出し、入札の参加に必要な資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札の参加に必要な資格の確認結果は、令和7年11月7日(金)までに文書で通知する。

(3) 令和7年11月4日(火)午後5時までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札の参加の資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

5 入札書の提出期限

土岐市郵便入札実施要綱による郵便入札とする。

提出期限 令和7年11月12日(水)午後5時

6 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時 令和7年11月13日(木)午前10時

(2) 場所 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市総務部総務課契約係

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

8 入札の無効

土岐市契約規則第14条及び土岐市郵便入札実施要綱第9条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者決定の方法

- (1) 入札書比較価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定したときは、当該落札者に電話またはFAXにより伝達する。
- (3) 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、土岐市郵便入札実施要綱第10条に規定するじゃんけんにより落札者を決定する。

10 契約書作成の要否

土岐市契約規則第26条から第28条までに定めるところにより決定する。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、土岐市契約規則第30条に該当する場合は、免除する。

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

その他この入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 担当部署

土岐市総務部総務課契約係

電話 0572-54-1111 (内線528)

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地